

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

2022年10月から キャリアアップ助成金が大きく変わります！

2022年4月1日に、キャリアアップ助成金正社員化コースの有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換の助成が廃止となり、人材開発支援助成金における特定の訓練の修了後に正社員化した場合の加算の対象となる訓練に「人への投資促進コース」の対象となる訓練（情報技術分野実習併用職業訓練を除く。）を追加が変更となりましたが、2022年10月1日以降に転換または直接雇用を実施する場合、「正社員」と「非正規雇用労働者」の定義が変更になります。（図1）

（図1）

参照 URL：厚生労働省「キャリアアップ助成金が変わります」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/000923180.pdf>

正社員定義の変更

「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員への転換が必要となります。

現行	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者
改正後	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者 ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る

非正規雇用労働者定義の変更

「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている非正規雇用労働者の正社員転換が必要となります。

現行	6か月以上雇用している有期または無期雇用労働者
改正後	賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者 例) 契約社員と正社員とで異なる賃金規定(基本給の多寡や昇給幅の違い)などが適用されるケース

「正社員定義」の変更について

今回の変更により「正社員」の定義が厳格化されています。

現行の制度内容では、正社員転換後の労働条件通知書において「賞与」「昇給」に関し「有」となっていなくても支給対象となっていました。今回の制度改正により、2022年10月1日以降に正社員転換される従業員については、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のいずれも適用される必要があり、賞与も退職金も導入していない会社では申請できないこととなります。

就業規則等への規定内容については、「賞与」「昇給」の場合、就業規則上にも支給時期を明示することが望ましく、「退職金」については、労働基準法上、適用される労働者の範囲、退職金の支給要件、額の計算及び支払の方法、支払の時期などを記載しなければならないとされています。

また「昇給」について、就業規則等に下記（例）のような客観的な昇給基準等の規定がある場合には、当該規定の運用により、賃金据え置きや降給の可能性があったとしても、支給対象となる可能性があります。

（例）毎年1回、各等級の役割遂行度を評価し、基本給の増額又は減額改定を行う。

「非正規雇用労働者定義」の変更について

非正規雇用労働者は、「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている者に限ります。よって、就業規則には「個別の雇用契約書で定める」と記載し、各従業員と賃金の額または計算方法が正社員と異なる雇用区分の雇用契約を締結している場合、就業規則等において正社員と非正規雇用労働者との間の賃金の額、または計算方法の違いが確認できず支給対象外となることがあります。

「正社員と異なる雇用区分の就業規則」とは具体的には、**基本給、賞与、退職金、各種手当等のいずれか1つ以上で、基本給の多寡や賞与支給の有無等、正社員と異なる制度を定めていれば支給対象となり得ます。**

なお、有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員を含む）に転換する場合は、**就業規則等上に「契約期間の定め（※）」が必要となり**、当該定めがない場合は、雇用契約書上有期雇用労働者であっても、無期雇用労働者とみなされ、有期→正規の申請であっても、無期→正規として支給決定されてしまう可能性があるため注意が必要です。

（※）「契約期間の定め」の例
（就業規則上契約期間が定められているケース）
契約社員の雇用契約期間は1年とする。→○

それぞれの違いを明確に

今回の改正により、「正社員」「非正規雇用労働者」それぞれの定義がより厳格になりましたが、正社員用と別に非正規社員用の就業規則を作成し、正社員とは雇用区分が異なることを明確化し、両者の違いが判る賃金体系にする等の変更が必要になります。

【キャリアアップ助成金関連リンク】

厚生労働省『キャリアアップ助成金』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

厚生労働省『キャリアアップ助成金 Q&A（令和4年度）』

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/000923179.pdf>

キャリアアップ助成金に関するご質問ご相談、また就業規則の改訂に関し、お悩みの点等ございましたら、お問い合わせください。

◆9月の労務スケジュール

- ～9/30 8月分社会保険料納付
- ～9/10 8月分源泉徴収税額・住民税額の納付

編集担当：奥田
編集責任者：勝山



社会保険労務士法人
リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-34-13 第一貝塚ビル302号

TEL :
03-6709-8919